

## 生体認証規定

### 1. 生体認証機能の定義

- (1) 生体認証機能とは、当行との取引について預金者本人の確認方法の一つとして用いる認証方式で、ICキャッシュカード特約に定めるICキャッシュカード上のICチップに当行所定の機器、操作、手続きにより当行の認めた利用者（以下「利用者」といいます。）の指静脈パターンを記録（以下、ICチップに記録された指静脈パターンを「指静脈情報」といいます。）し、この指静脈情報と当行所定の機器により読み取られた指静脈パターンとの照合により預金者本人の認証を行う機能です。
- (2) 生体認証機能は、当行所定の取引の際に利用できるものとし、キャッシュカード規定第11条の暗証の入力、およびその他の本人確認方法と併せて使用するものとします。

### 2. 指静脈情報の保存場所等

指静脈情報は、当行が本人および代理人に貸与したICキャッシュカード上のICチップ内に当行所定の方法により暗号化して保存するものとし、当行には保管いたしません。なお、ICチップ内には指静脈情報の他重要な情報が保存されていますので、本人および代理人はICキャッシュカードを適切に管理してください。

### 3. 取扱店の範囲等

- (1) 指静脈情報の変更・削除は、当行所定の窓口でお取り扱いします。
- (2) 指静脈認証機能は、キャッシュカード規定およびICキャッシュカード特約に定める生体認証機能の付いた現金自動預入支払機（以下「生体認証機能付ICカード対応ATM」といいます。）、および店頭に設置した生体認証装置（以下生体認証機能付ICカード対応ATMと併せて「生体認証機能付ICカード対応ATM等」といいます。）でお取り扱いします。

### 4. 指静脈情報による本人確認

- (1) 生体認証機能付ICカード対応ATM等で指静脈情報が登録されたICキャッシュカードを利用する場合には、ICキャッシュカードを所定の場所に挿入し、画面等の表示に従いICチップ内に登録された指静脈情報と同じ指を指静脈パターン読取機器にかざしてください。
- (2) 当行は、ICキャッシュカード上のICチップ内に登録された指静脈情報と指静脈パターン読取機器で読み取られた指静脈情報を照合し、この一致をもって本人確認を行います。なお、生体認証機能付ICカード対応ATMを利用する場合は、指静脈情報の照合による本人確認に加えて、キャッシュカード規定第11条の暗証による本人確認を行います。
- (3) 指静脈情報の不一致等により本人確認ができない場合には、生体認証機能付ICカード対応ATM等を利用した取引はできません。
- (4) 指静脈情報が登録済みのICキャッシュカードであっても生体認証機能付ICカード対応ATM等以外を利用する場合、または指静脈情報が登録されていないICキャッシュカードを利用する場合は、生体認証機能は利用いただけません。この場合は、キャッシュカード規定第11条の暗証によってのみ取扱いします。

### 5. 生体認証機能が利用できない場合等

生体認証機能は、生体認証機能付ICカード対応ATM等が故障の場合およびその他相当の事由がある場合は、その利用を一時的に停止することがあります。なお、生体認証機能付ICカード対応ATM等が利用できないことにより損害が生じた場合、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

### 6. 解約・利用停止等

- (1) ICキャッシュカードを解約した場合およびICキャッシュカードを発行している口座を解約した場合には、生体認証機能はご利用いただけなくなります。

(2) キャッシュカード規定およびICキャッシュカード特約により、当行がICキャッシュカードの利用を停止した場合には、生体認証機能はご利用いただけなくなります。

## 7. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、各種預金規定、キャッシュカード規定およびICキャッシュカード特約により取扱います。

## 8. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

### 【個人情報保護法関連条項】

生体認証機能を利用する本人およびその代理人は、当行が次の利用目的でICキャッシュカード上のICチップ内に自己の指静脈情報を保管することに同意します。

(1) 指静脈情報は、当行所定の指静脈パターン読取機器により、本人またはその代理人の指静脈パターンを照合することにより、当行の取引について当行が本人またはその代理人であることを確認する手段の一つとして利用します。

(2) 生体認証機能は、指静脈情報が登録されたICキャッシュカードを発行する口座についての残高照会、払戻し、振込、振替、暗証変更等その他当行所定の取引をする場合、および指静脈情報を変更または削除する場合に利用します。

以上

2024年2月1日現在

